環境要素の区分			影響要因の区分	環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号。以下「規則」という。）別表第一の一の項に掲げる事業（以下「道路事業」という。）								規則別表第一の二の項の第二欄イに掲げる事業（以下「ダム事業」という。）							規則別表第一の二の項の第二欄ロ及びハに掲げる事業（以下「堰事業」という。）				
				工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等の工事による一時的な影響	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（高架式）の存在	自動車の走行	休憩所の供用	ダムの堤体の工事	原石の採取の工事	施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事	原石跡地の存在	道路の存在	ダムの供用及び貯水池の存在	ダムの堤体の存在	堰の工事	護岸の工事	掘削の工事	堰及び護岸の存在	堰の供用及び湛水区域の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	物化酸素窒		○					○			○										
			物化酸黄硫																				
			質物状子粒遊浮		○					○			○										
			んじ粉炭石																				
			等んじ粉		○								○							○			
		音騒	音波周低・音騒	○	○					○			○							○			
		動振	動振	○	○					○			○							○			
		臭悪	臭悪																				
	水環境	水質	り濁の水るように等砂土			○					○		○				○			○			
			れ汚の水								○												
			温水														○						
			化養栄富														○						○
			素酸存溶														○						○
			度濃ンオイ素水									○											
			質物害有			○																	
		底質	土泥の底水																				○
			質物害有																				
		地下水の水質及び水位	位水の水下地			○											○						○
			度濃ンオイ素塩																				
			質物害有																				
		他のそ	速流び及向流																				
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	質び形な重地及地要				○	○					○			○				○			○
		地盤	下沈盤地																				
			性定安の盤地				○	○					○			○				○			○
		土壌汚染	質物害有			○																	
		その他の環境要素	害阻照日						○														
			影の車風																				
			害障波電																				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		動物	外以域海																				○
			域海																				
		植物	外以域海				○	○					○			○				○			○
			域海																				
		生態系	地域を特徴づける生態系				○			○			○			○				○			○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な囲繞景観					○								○							○
		人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○								○				○			○
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○								○						○			
			産業廃棄物																				
		温室効果ガス等	二酸化炭素																				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素		放射線の量	放射線の量				※○						※○							※○			

規則別表第一の二の項の第二欄ニに掲げる事業（以下「湖沼水位調節施設建設事業」という。）						規則別表第一の二の項の第二欄ホに掲げる事業（以下「放水路事業」という。）				規則別表第一の三の項に掲げる事業（以下「鉄道建設事業」という。）							規則別表第一の四の項に掲げる事業（以下「最終処分場設置事業」という。）			規則別表第一の五の項に掲げる事業（以下「公有水面埋立事業」という。）	
工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用
堤防の工事	水門の工事	しゅんせつの工事	堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在	水門の供用		洪水を分流させる施設の工事	掘削の工事	堤防の工事	放水路の存在及び供用	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等の工事による一時的な影響	鉄道施設（地表式又は堀割式）の存在	鉄道施設（嵩上式）の存在	土地又は工作物の存在及び供用	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	列車の走行（地下を走行する場合に限る。）	最終処分場の設置の工事	最終処分場の存在	廃棄物の埋立て	土地又は工作物の存在及び供用	埋立地又は干拓地の存在
											○							○		○		
											○							○		○		
	○						○				○							○		○		
	○						○			○	○					○		○		○		
	○						○			○	○				○			○		○		
																				○		
	○						○		○			○						○		○		
																					○	
																				○		

規則別表第一の六の項に掲げる事業（以下「土地区画整理事業」という。）及び規則別表第一の七の項に掲げる事業（以下「住宅団地造成事業」という。）							規則別表第一の八の項に掲げる事業（以下「レクリエーション施設建設事業」という。）							規則別表第一の九の項に掲げる事業（以下「工場事業場用地造成事業」という。）							規則別表第一の十の項に掲げる事業のうち土石採取場の新設の事業及び土石採取場の増設の事業（以下「土石の採取事業」という。）				規則別表第一の十の項に掲げる事業のうち風力発電所の設置の工事の事業及び風力発電所の変更の工事の事業（以下「風力発電所設置事業」という。）				
工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	敷地の存在	構造物の存在	利用自動車の走行		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	敷地の存在	構造物の存在及び施設の利用	利用自動車の走行		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	工場等の立地及び土地又は工作物の存在	工場等における事業活動	製品の運搬その他の車両の運行		木の伐採等	事業の活動	土石の運搬その他の車両の運行		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	風力発電所の存在	施設の稼働
	○				○			○				○			○			○					○			○			
																		○											
	○				○			○				○			○											○			
	○				○			○				○			○			○					○			○			
	○	○			○			○	○			○			○	○		○		○			○			○	○		○
	○	○			○			○	○			○			○	○		○		○			○			○	○		○
																		○											
																							○						
																		○											

規則別表第一の十の項に掲げる事業のうち火力発電所の設置の工事の事業及び火力発電所の変更の工事の事業（以下「火力発電所設置事業」という。）									
土地又は工作物の存在及び供用							工事の実施		
廃棄物の発生	資材等の搬出入	働稼の設施				火力発電所の存在	造成等の施工による一時的な影響	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働
		機械等の稼働	温排水	排水	排ガス				
	○				○			○	
					○				
	○				○			○	
		○				○			
	○							○	
	○	○						○	○
	○	○						○	○
		○							
							○		○
				○					
			○						
				○					
				○					
				○			○		
									○
							○		
							○		
			○			○			
						○	○		
						○	○		
							○		
		○				○	○		
			○			○	○		
			○			○	○		
			○			○	○		
			○			○	○		
	○					○	○		
		○				○			
	○					○	○		
							○		
○							○		
					○				
							※ ○		